

令和 8 年度 税制改正(消費税法)の概要

大阪国税局 課税第二部 消費税課

目次

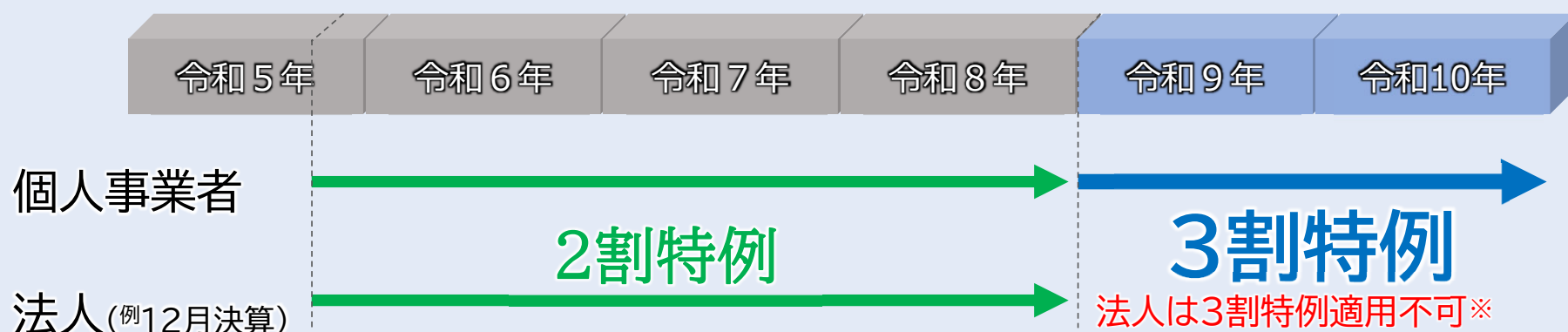
1	適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し	2
2	国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し	7
2-1	少額輸入貨物の課税関係の見直し	10
2-2	デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し	14
3	現金取引等における輸出免税要件の見直し	20
4	暗号資産に係る課税関係の見直し	21
5	不動産取引の仲介等に関する課税関係の見直し	22
6	一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除の特例	23
7	その他の改正事項	24
◆	消費税に係る貸倒れの範囲の見直し	
◆	金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件	
◆	非課税規定	
◆	法別表第三法人	

1.適格請求書等保存方式に係る 経過措置の見直し

1 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

◆ インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）の見直し

インボイス発行事業者の登録を受けたことにより免税事業者から課税事業者となった**個人事業者**に係る**令和9年分・令和10年分**の消費税の確定申告において**納付税額を売上税額の3割とすることが可能となりました（3割特例）**。



※ 一般課税又は簡易課税での申告となります。なお、簡易課税での申告に当たり、簡易課税への円滑な移行措置が創設されております。

主な適用要件

- ・ **個人事業者であること**
- ・ **基準期間（適用を受ける年の2年前※）の課税売上高が1,000万円以下であること**
- ・ **インボイス発行事業者の登録を受けていること**



3割特例に関する
動画はこちら



※令和9年分なら令和7年、令和10年分なら令和8年

1 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

◆ 3割特例を適用することができない事業者

- インボイス発行事業者の登録を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった個人事業者が適用できるため、例えば、以下のいずれかに該当する場合などは、本特例は適用できません。
 - 1 法人
 - 2 インボイス発行事業者でない課税事業者
 - 3 次に掲げる場合などに該当し、課税事業者となる者
 - ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ・ 高額特定資産を取得した場合等であって免税事業者とならない事業者
- 上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。
- 令和6年10月1日以後に開始する課税期間からは、課税期間の初日において、国内に恒久的施設（PE）を有しない国外事業者も、本特例は適用できません。

詳しくは・・・
国税庁HPのインボイスQ&A問115-2
《3割特例の適用ができない課税期間》を
ご覧ください。

【例】免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合における同日以後の2割特例・3割特例の適用関係
(基準期間の課税売上高のみを考慮し、令和3・4年の課税売上高が1,000万円以下である場合)

年分	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	800万円
適用の可否	適用可 (2割特例)	適用可 (2割特例)	適用可 (2割特例)	適用不可	適用可 (3割特例)	適用不可

1 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

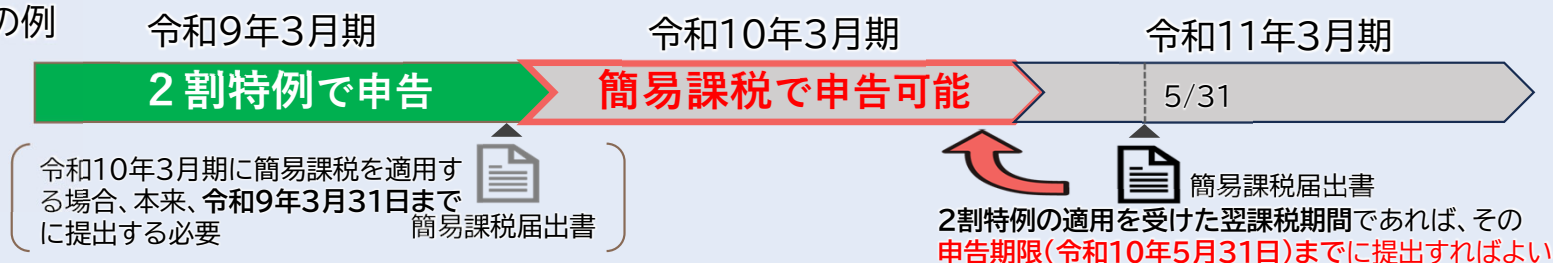
◆ 簡易課税制度への円滑な移行措置

簡易課税制度の適用を受けるには、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がありますが、**2割特例・3割特例の適用を受けた翌課税期間**に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その**適用を受けようとする課税期間の申告期限まで**※1・2に届出書を提出することで、**その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることが可能となりました。**

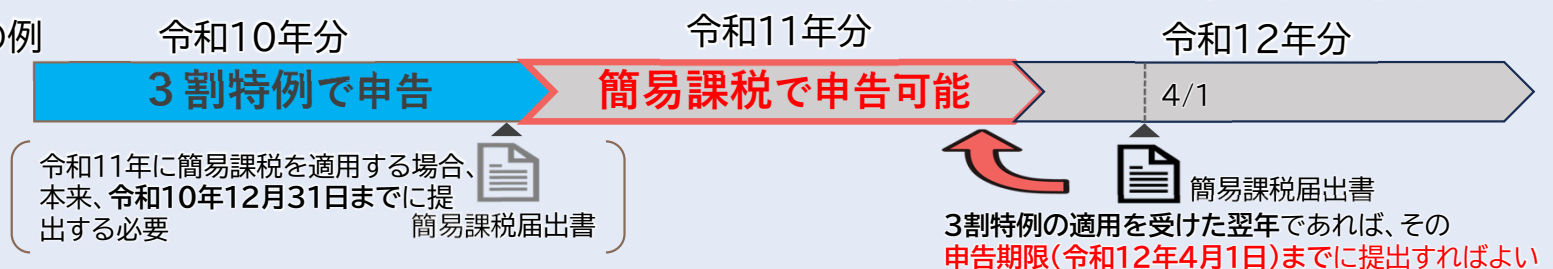
※1 「2割特例」の適用を受けた課税期間の翌課税期間が、令和8年9月30日以前に終了する課税期間である場合は、その課税期間の末日までとなります。

※2 確定申告書の提出期限の特例の適用を受ける法人等に関しては、当該特例により延長された期限が届出書の提出期限となります。

3月決算法人の例



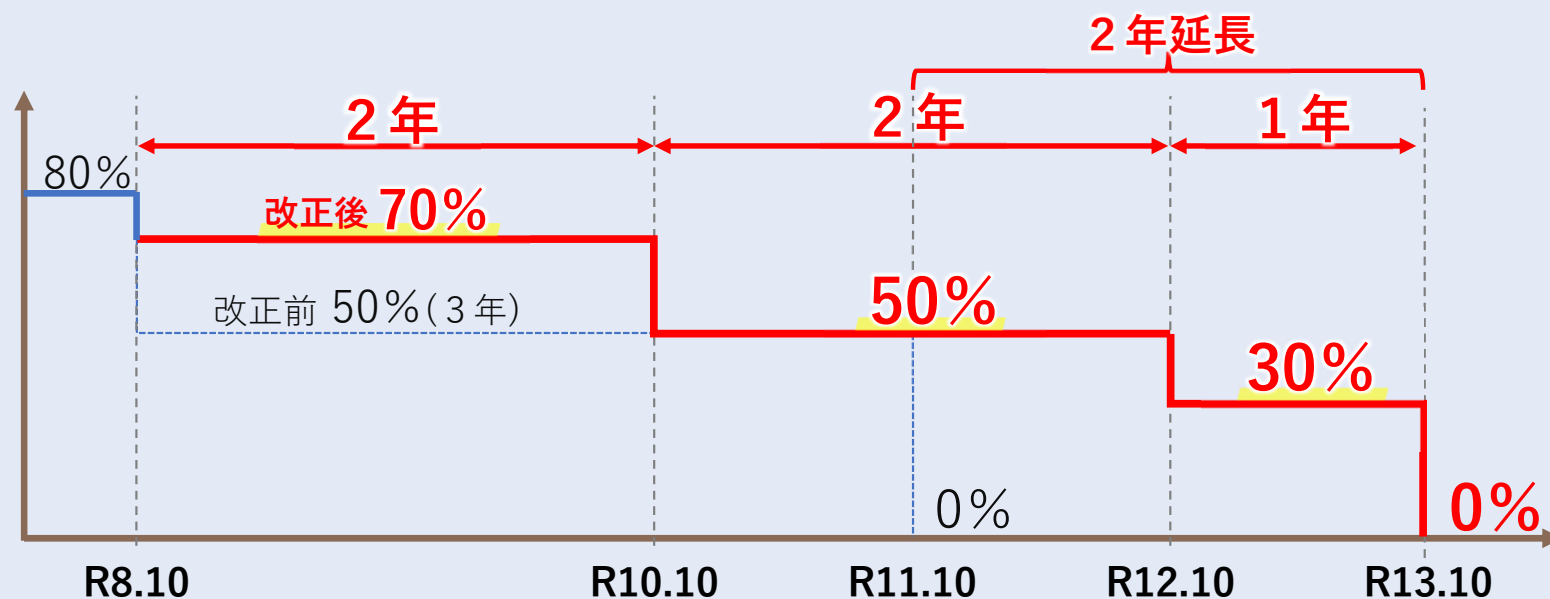
個人事業者の例



1 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

◆ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直し

免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、**適用期限を2年間延長**した上で、以下のとおり**控除可能割合が見直されました（7・5・3割控除）**。



7・5・3割控除については、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額（税込み）が、その年又は事業年度で**1億円**（改正前：10億円）を超える場合には、その**超えた部分の課税仕入れについて適用できません**。

※ 令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

2.国境を越えた電子商取引に係る課税関係の見直し

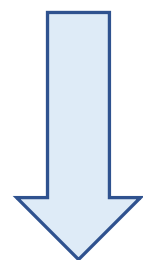
2 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

◆ 背景

現状の問題点

物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場は急速に拡大する中、少額輸入貨物に対する免税制度による競争上の不均衡や国外事業者による無申告といった課題が顕在化

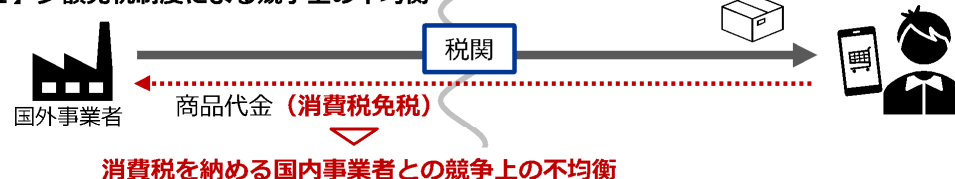
国内外の事業者間の競争条件の公平性・適正な課税の確保を図るため



改正事項

- ① 諸外国と同様、少額輸入貨物に対する免税制度の対象となる取引について、その販売者に消費税の納税義務を課す制度の導入
- ② プラットフォーム事業者による物品販売に係る納税義務を転換する制度を導入

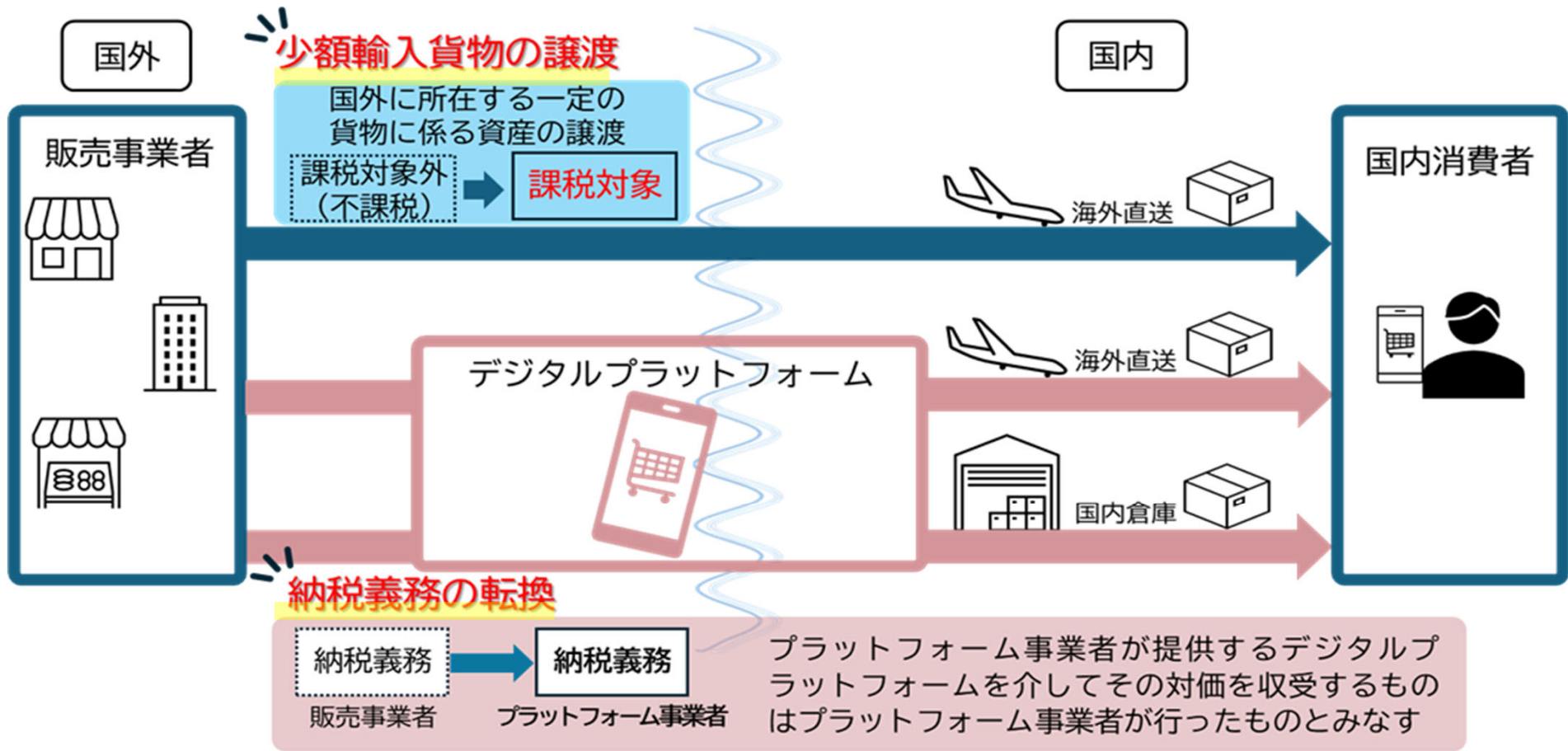
【課題1】少額免税制度による競争上の不均衡



【課題2】国外事業者に無申告のおそれ



2 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し



【適用開始時期】

令和10年4月1日以後に行われる資産の譲渡について適用されます。

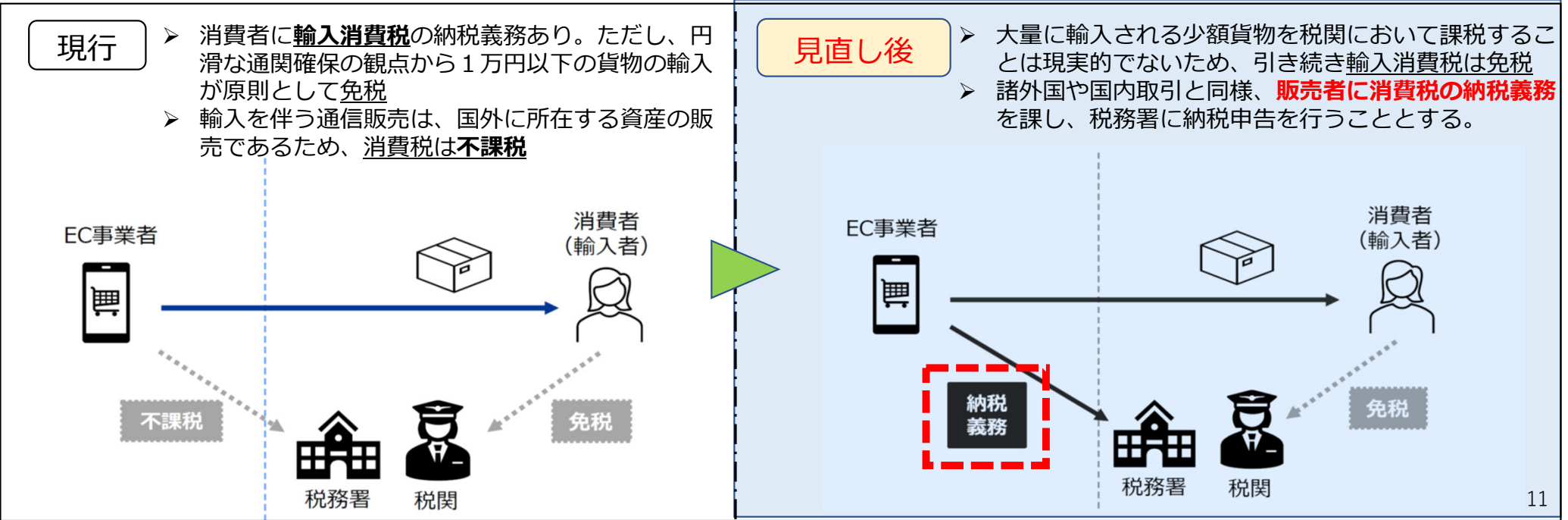
少額輸入貨物の課税関係

2-1 少額輸入貨物の課税関係

◆ 概要

- 「特定少額資産の譲渡」については、国内で譲渡されたものとみなして課税の対象となりました。
- 「特定少額資産の譲渡」を行う事業者は、国外事業者であっても課税期間単位で税務署に対して申告・納税を行う必要があります。ただし、第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に該当する場合には、当該**第二種プラットフォーム事業者が特定少額資産の譲渡をした事業者**に代わって**申告・納税**を行うこととなります。

※ 特定少額資産の譲渡：事業者が通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送する資産の譲渡で、一の資産について対価の額が1万円（税抜き）以下の資産の譲渡



2-1 少額輸入貨物の課税関係

◆ 特定少額資産販売事業者の登録制度の創設

- 特定少額資産の譲渡を行い、又は行おうとする事業者であって、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物を他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者は、税務署長の登録を受けることができます。
- この登録は事業者の任意であり、登録を受けようとする事業者は、「**特定少額資産販売事業者の登録申請書**」を、納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。
- 特定少額資産販売事業者の登録申請書は**令和9年10月1日**から提出することができます。
- この登録を受けた事業者は「**特定少額資産販売事業者**」といい、次の事項が国税庁ホームページにおいて公表されます。

＜国税庁ホームページに公表される主な事項＞

- 特定少額資産販売事業者の**氏名又は名称及び登録番号**
- 特定少額資産販売事業者の**登録年月日**
- 特定少額資産販売事業者が法人である場合は、**本店又は主たる事務所の所在地**

2-1 少額輸入貨物の課税関係

◆ 特定少額資産販売事業者の登録制度の創設

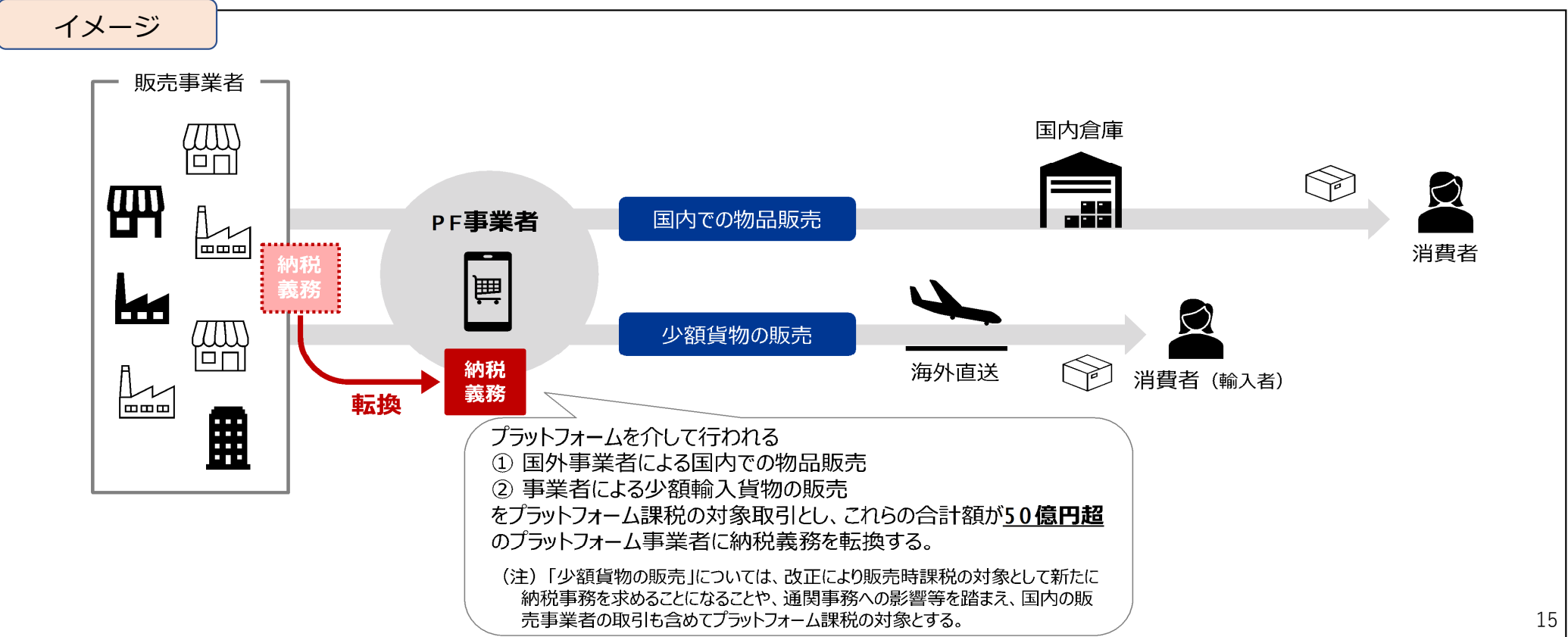
登録する 事業者の要件	消費税の課税事業者であること ※ 登録を受けた事業者は、その登録を取り消さない限り、消費税の免税事業者となることはできない
登録の効果	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、輸入申告書等に以下の事項を付記することにより証明されたものである場合、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、消費税を免除 - 課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号 - 課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨
登録を受けた 事業者の義務	特定少額資産販売事業者が少額特定資産の譲渡を行った場合には、当該特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書その他の書類に以下の事項を記載又は記録し、当該特定少額資産を輸入しようとする者又は輸入申告を代理する通関業者へ通知 特定少額資産販売事業者の登録番号 - 当該資産が特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

デジタルプラットフォームを介して行う 資産の譲渡等に係る課税関係

2-2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡等に係る課税関係

◆ 概要

第二種プラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して行う一定の資産の譲渡で、当該第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、当該**第二種プラットフォーム事業者がこれらの資産の譲渡を行ったものとみなして、消費税の申告・納税を行う。**



2-2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡等に係る課税関係

用語	内容	
デジタルプラットフォーム	現行	不特定かつ多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築された場であって、当該場を介して当該場を提供する者以外の者が <u>電気通信利用役務の提供</u> を行うために、当該 <u>電気通信利用役務の提供</u> に係る情報を表示することを常態として不特定かつ多数の者に電気通信回線を介して提供されるもの
	改正後 (R10.4.1～)	不特定かつ多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築された場であって、当該場を介して当該場を提供する者以外の者が <u>資産の譲渡等</u> を行うために、当該 <u>資産の譲渡等</u> に係る情報を表示することを常態として不特定かつ多数の者に電気通信回線を介して提供されるもの

(例) アプリストア、オンラインモールなど

2-2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡等に係る課税関係

用語	内容
第一種 プラットフォーム事業者	アプリストアなどのデジタルプラットフォームを提供している事業者で、以下の指定要件を満たす事業者として、国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者 プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が日本国内向けに行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が50億円を超えること
第二種 プラットフォーム事業者	オンラインモールなどのデジタルプラットフォームを提供している事業者で、以下の指定要件を満たす事業者として、国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者 プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して行われる①と②の資産の譲渡に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が50億円を超えること ① 国外事業者が国内において行う資産の譲渡 (これに付随する資産の譲渡等を含む。) ② 事業者が行う特定少額資産の譲渡

(注) 令和10年 4 月 1 日以降の内容

2-2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡等に係る課税関係

◆ 第二種プラットフォーム事業者の届出義務と指定

指定要件を満たす事業者は、「**プラットフォーム事業者の指定届出書**」を、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります。

＜制度開始時における届出及び指定＞

プラットフォーム事業者の指定届出書は、令和9年1月1日から3月31日までのプラットフォーム課税が適用される取引金額に4を乗じて1年換算した金額が50億円を超えているかどうかにより判定し、令和9年6月30日までに提出する必要があります。

この場合、令和10年4月1日にその指定の効力が生じます。

◆ 第二種プラットフォーム事業者の公表

国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者を指定したときは、第二種プラットフォーム事業者に対して指定した旨を書面で通知するとともに、以下の事項を国税庁ホームページに公表します。

＜国税庁ホームページに公表される主な事項＞

- 第二種プラットフォーム事業者に係る**デジタルプラットフォームの名称**
- 第二種プラットフォーム事業者の**氏名又は名称**
- 第二種プラットフォーム事業者の**指定の効力が生ずる年月日**

2-2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡等に係る課税関係

◆ 第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合

- 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた事業者は、資産の譲渡を行う事業者に対し、**第二種プラットフォーム課税が適用される旨及びその指定の効力が生ずる年月日を通知する必要がある**。
- 第二種プラットフォーム事業者に指定された事業者が提供する**デジタルプラットフォームを介して行われる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が特定少額資産の譲渡を行う事業者等に代わって申告・納税**を行うこととなります。
したがって、当該資産の譲渡を行う事業者においては消費税の申告・納税は不要です。
- 第二種プラットフォーム事業者が適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）である場合、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡について、**適格請求書（インボイス）の交付義務**が生じます。

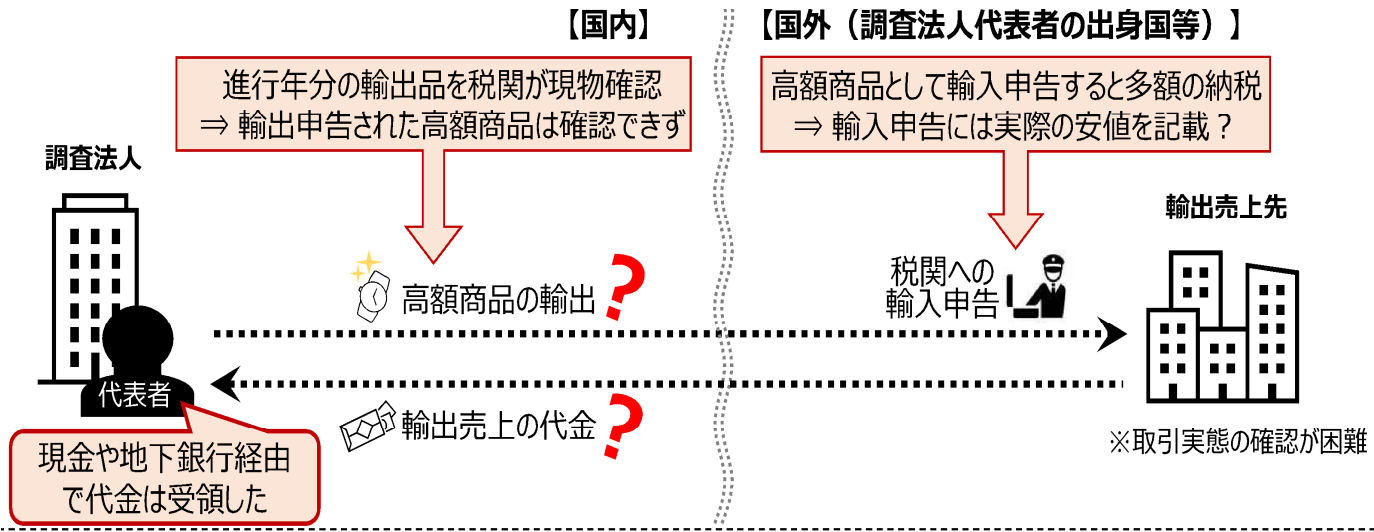
3 現金取引等における輸出免税要件の見直し

◆ 改正内容

事業者が輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けのうち、その輸出取引の代金を現金又は支払った事実が明らかでない方法により受領する場合（例：いわゆる地下銀行）については、現行の輸出免税の適用要件となっている輸出許可書等の保存に加えて、輸出の仕向国における輸入許可書に相当する書類（その電磁的記録を含む。）を保存しなければならないこととされました。

（注）通常の貿易取引において一般的に用いられる銀行振込や荷為替手形により代金決済した場合は対象外

< 輸出免税を悪用した消費税不正還付が行われる事案例（イメージ） >



【適用開始時期】

上記の改正は、令和 8 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

4 暗号資産に係る課税関係の見直し

◆ 改正内容

暗号資産の譲渡及び貸付け並びに電子決済手段の貸付けについて、見直しが行われました。

- 暗号資産及び電子決済手段の貸付けについて、非課税とされました。
- 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとされました。

改正内容	改正前	改正後
暗号資産及び電子決済手段の貸付け	課税	非課税
暗号資産の譲渡に係る課税売上割合の計算	算入しない	譲渡の対価の額の5%を算入

【適用開始時期】

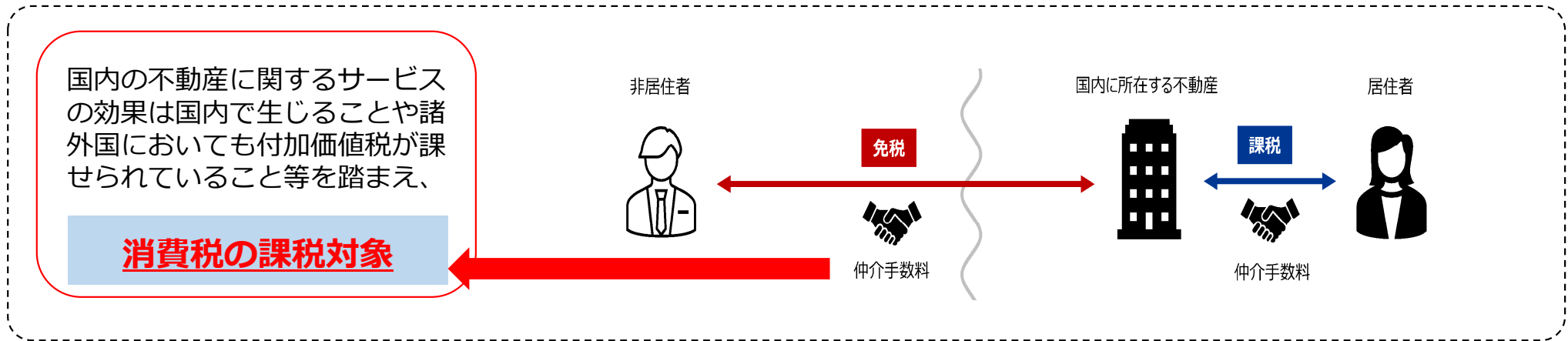
上記の改正は、消費税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第96号）において定める日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

5 不動産取引の仲介等に関する課税関係の見直し

◆ 改正内容

非居住者に対して行う国内に所在する不動産等の売買や賃貸の仲介といった役務の提供等（仲介手数料等）について、その役務の提供を受ける者の居住地にかかわらず、消費税の課税対象（輸出免税の対象外）とされました。

<国内に所在する不動産に関するサービスに対する消費税の課税関係>



不動産に係る権利に類するもの（参考）

鉱業権、租鉱権、採石権、試掘権、樹木採取権、公共施設等運営権、漁港水面施設運営権、漁業権、入漁権など

【適用開始時期】

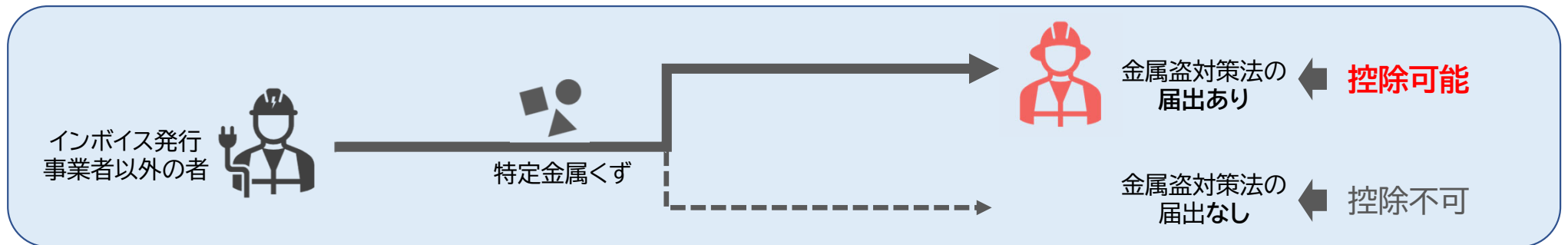
上記の改正は、**令和8年10月1日以後**に行われる資産の譲渡等について適用する。
ただし、**令和8年3月31日までに締結した契約**に基づき事業者が行う資産の譲渡等については、改正前の消費税法が適用されるため、輸出免税の対象となる。

6 一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除の特例

◆ 改正内容

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（金属盗対策法）に規定する特定金属くずについて、古物商特例や再生資源等特例の対象から除いた上で、同法上の特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産（消耗品を除く）として買い受ける特定金属くずについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める特例の対象に加えることとされました（特定金属くず特例）。

特定金属くず特例の適用を受ける場合、帳簿には「特定金属くず特例の対象となる旨」及び「課税仕入れの相手方の住所又は所在地」の記載が必要※になります。



※ 金属盗対策法により、本人特定事項として住居等の確認を行うこととされていないものは、「課税仕入れの相手方の住所又は所在地」について記載を要しません。

【適用開始時期】
上記の改正は、令和8年9月1日以後に行う課税仕入れについて適用する。

7 その他の改正事項（参考）

◆ 消費税に係る貸倒れの範囲の見直し

消費税に係る貸倒れの範囲に、早期事業再生法による権利変更決議に基づいて債権の切捨てがあったことを加える。

◆ 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件

金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類の範囲に特定在留カード等を加える。

◆ 非課税規定

- イ 更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護事業法に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等について、引き続き消費税を非課税とする。
- ロ 介護保険法等の改正を前提に、同法の規定に基づく居宅サービス等について、引き続き消費税を非課税とする。
- ハ 学校教育法の改正により創設される専修学校の専攻科に係る授業料、入学金等について、消費税を非課税とする。
- ニ 新たなワクチン（RSウイルス感染症）追加後の予防接種法の健康被害救済給付に係る医療について、所要の法令改正を前提に、引き続き消費税を非課税とする。

◆ 法別表第三法人

	対象法人	法令
継続	社会医療法人	関係法令等の見直し
	社会福祉法人	社会福祉法

～ 最後に ～

消費税法改正のお知らせ

令和8年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は以下のとおりです。

主な改正項目

- I インボイス制度に係る経過措置の見直し
- II 国境を越えた電子商取引に係る課税関係の見直し
 - 1 少額輸入貨物の課税に係る課税関係の見直し
 - 2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し
- III 現金取引等における輸出免税要件の見直し
- IV 暗号資産等に関する課税関係の見直し
- V 不動産取引の仲介等に関する課税関係の見直し

I インボイス制度に係る経過措置の見直し

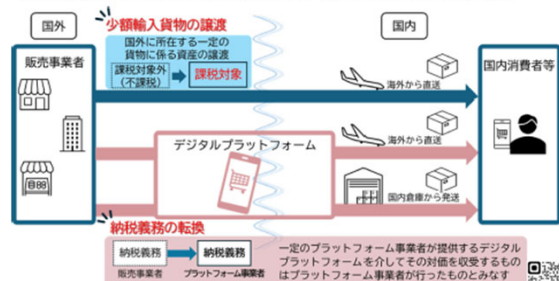
- インボイス制度に係る経過措置について、以下の2点が見直しされました。
- 1 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の改正（3割特例）
 - 2 選格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正（7・5・3割控除）

この改正内容について詳しくは、[インボイス制度特設サイト「令和8年度税制改正特設」](#)をご覧ください。



II 国境を越えた電子商取引に係る課税関係の見直し

通信販売の方法により行われる資産の譲渡について、課税関係の見直しが行われました。



この改正内容について詳しくは、「[国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税関係について](#)」をご覧ください。

【適用開始時期】
令和10年4月1日以後に行われる資産の譲渡について適用されます。

消費税

国税庁
(令和8年4月)

インボイス制度に関する 令和8年度税制改正について

2つのポイント

- 1 2割特例は個人事業者のみ適用可能な3割特例に
- 2 8割控除は7・5・3割控除に

1 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（3割特例）

◆ 3割特例の創設 個人事業者

個人事業者である選格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税申告については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、**納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができる**こととされました。（3割特例）

※1 現行の2割特例は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します。

※2 2割特例と同様に、免税事業者が選格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り、適用できます。

※3 3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

◆ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し 個人事業者 法人

2割特例や3割特例の適用を受けた選格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、**その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができる**こととされました。

※ 提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和8年10月1日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

	令和8年分	令和9年分	令和10年分	令和11年分
個人事業者	2割特例	3割特例	3割特例	3割特例適用不可
法人 (例:12月決算)	2割特例	3割特例・2割特例 適用不可	3割特例	3割特例適用不可

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

インボイス制度特設サイト



国境を越えた電子商取引に係る 消費税の課税関係について

